



図34 7号文書（展開前）

二つ折りにされた状態で出土した。完全には固着していなかったため、折り畳まれた部分を展開した。展開された形状は、長径一六・五センチメートル、短径一六センチメートルのゆがんだ円形を呈しており、縁辺部には曲物の縁に沿ったとみられる漆の付着が全体に残っていた。

文字については、赤外線テレビカメラを用いて観察しても、現状では墨痕を確認できない。

三、陸奥国における戸籍・計帳の書式をめぐる

全国的な戸籍の書式については、正倉院文書中に現存する大宝二年（七〇二）戸籍の場合に、御野国のもと西海道諸国のものとで大きな相違があり、また養老五年（七二二）下総国戸籍と大宝二年西海道戸籍とは共通している。このため、大宝二年戸籍に見られた西海道型と御野型のうち西海道型が残り、御野型は消えていったと考えられている。書式の上では、計帳の歴名記載も戸籍の影響を被ることが考えられよう。現存する計帳は、神亀元年（七二四）近江国のものが最古であるが、これを含めてすべて西海道型の書式と同一である。

史料の残り方がこのようになっていく中で、美濃国以外に、御野型が存在していたことが指摘されているのが陸奥国である。陸奥国に関しては、正倉院文書の中に陸奥国戸口損益帳が残っており、これは大宝二年の戸籍を基に作成されたものであることが明らかにされている。この帳簿の書式から間接的に大宝二年陸奥国戸籍の書式を想定すれば、それは西海道型よりも御野型と共通したものと考えられる。

このように、大宝二年戸籍段階では、全国的に見て二種類の書式が混在した状況であったが、その書式が統一される契機となったのが養老五年（七二二）戸籍ではなかったかと考えられる。戸令造戸籍条には戸籍は「依式勘造」と規定されるが、実際に造籍のための式が定められたのは、『令集解』戸令応分条古記所引一云にその存在が知られる「養老五年

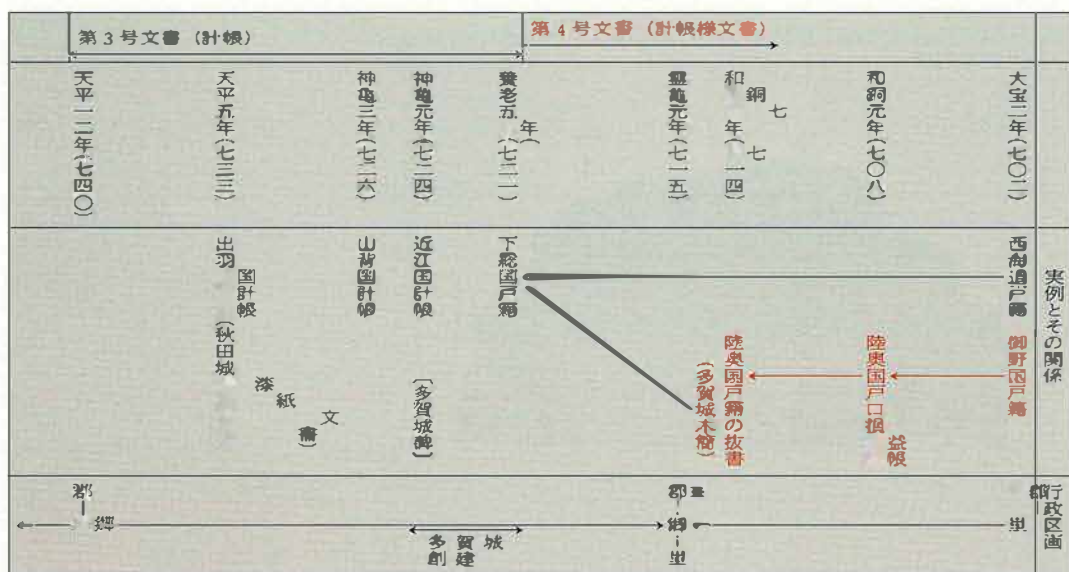


表2 籍帳様式の変遷概念図

籍式」の時点であり、これによつてはじめて全国的に書式の統一がなされたと考えることができる。現在のところ、この想定と矛盾した史料は見つかっていない。

さらに先述した政庁南面道路跡石組暗渠裏込め土から出土した木簡は、御野型戸籍からの抜書きと判断できる。

以上のように考えると、陸奥国の場合には、大宝二年戸籍での御野型から養老五年戸籍以後は西海道型へと書式が移行した可能性がある(前掲、平川南「多賀城の創建年代」参照)。今回出土した文書についても、この想定にあてはめた考察を付け加えておくことにしたい。

まず三号文書であるが、この計帳の書式の場合には、御野型ではなく西海道型に入る。陸奥国に御野型だけでなく西海道型が存在した実例である。これを養老五年以降のものと考えると、九行目下段の「驛家里」は郷里制下の里ということになる。戸口の転出先について郡名や郷名を記さず、ただ単に里名だけで済ませていることからすると、同一郷内での戸口の異動であったとも考えられよう。永田英明氏は、「ウマヤノサト」は必ずしも五十戸で編成されたとみる必要はないとの見解を述べている(前掲論文)が、本計帳の場合にも、郷ではなくその下部の里に「驛家」を設定したと考えることができる。

次に四号文書については、内容解説でも触れたように、漆附着面は計帳ないしそれに類するものと考えられるが、書式は御野型戸籍に近い。養老五年以前のものということになれば、オモテ面の二次文書との関係も興味深いが、年代について二次文書には決定的な材料はない。なお、この漆紙が付着していた土器についても、形状の項で触れたように多賀城創建期のものであり、年代は矛盾しない。

※近年鎌田元一氏は養老三年(七二七)説を提唱している(鎌田元一「郷里制の施行と養老元年式」上田正昭編『古代日本と東アジア』所収、一九九一)。